

平成25年度 定期監査報告 (第3号)

1. 監査の対象 総務部〔総務課、東京事務所、情報管理課、税務課〕
2. 監査の期間 自 平成25年 9月 2日
至 平成25年 10月 18日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 洋 志
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成24年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 総務部

● 総務課

○ 総務・防災担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市姉妹都市提携市民会議事業（親善スポーツ交歓団派遣事業）補助金において、概算払申請時に収支計画書が添付されていないので、適正な事務処理をされたい。また、事業実施より約3ヶ月以上経過した後には事業が完了し、補助事業等実績報告書の提出を受けているが、補助事業者に対して、事業実施後に本実績報告書の速やかな提出を求め、遅延のないよう指導すべきである。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 災害備蓄用毛布の入札において、入札書ではなく見積書による入札執行を行っているものがあるので、適正に事務処理をされたい。

○ 職員担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 地方自治法派遣職員の赴任及び帰任旅費に係る負担金の支出において、納入通知文書を単に供覧処理しており支出の意思決定がないこと、及び既定予算に計上していないため流用により対応しているが、新たな予算を伴う事項に関しては財政課長合議を要するものであり、予算の編成及び執行に関する規則第22条、第25条第2号及び同条第8号の規定等により適正に事務処理されたい。
- (2) 賃金の支払いにおいて、欠勤時間の把握誤りにより過払いがあるので精算されたい。

○ 秘書担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 臨時職員の時間外勤務手当支給において、出勤簿の勤務実績と賃金使役内訳票に相違があり、時間外勤務手当が未支給となっている月があるので、金額を精査の上、精算処理されたい。

○ 広報広聴担当

- ・特記事項なし

○ 歯舞支所

・特記事項なし

● **東京事務所**

・特記事項なし

● **情報管理課**

○ 情報管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 賃貸借契約の長期継続契約において、指名業者への通知文及び執行伺・契約締結伺に長期継続契約であることを明記していないものがあるので、長期継続契約を締結することができる契約事務の取扱要領第4条の規定により、適正な事務処理をされたい。
- (2) 長期継続契約による予定価格書は初年度の予定額により作成者が決まるものであるが、作成者の誤りである予定価格書が数多く見受けられるので、適正な事務処理をされたい。

2. 財産について

【検討事項】

- (1) 業務用プリンター賃貸借契約等において、賃貸借期間満了をもって機器一式を無償により引渡しを受けているものがあるが、無償による物件の引渡しは「贈与」と解することができ、物品会計規則第30条第3号に規定する「贈与」にあたる場合は、備品として管理しなければならないものである。庁内に配置されているOA機器等が備品であるのかリース機器であるのか、また、どのような方法により所有権が市に帰属したのかを明確にするため、その管理の方法について検討されたい。

○ 統計担当

・特記事項なし

● **税務課**

○ 課税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 地方税電子化協議会負担金の支出において、支出負担行為何兼支出命令書で起票しているが、30万円以上の負担金については、支出負担行為何兼支出命令書で起票できないので、適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 土地・家屋台帳等システム保守業務委託において、随意契約ではあるが、執行伺の段階にも関わらず添付されている契約書（案）に請負人が記入されているので、適正に事務処理されたい。

○ 納税担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分において、執行停止の初年度においては一覧表を作成し、人数、件数及び金額等が明確となっているが、2年次目及び3年次目については滞納者毎に作成する滞納処分停止決議書の決裁のみでその集計がなく、完納等により件数及び金額等に変動があるが、その時点の金額等が把握できないこと、及び決議書は執行停止継続分と完納分に分類し編さんされているが、決議書の件数が少なくその所在が不明であるなど、書類の管理及び数値の把握方法が不適切であり適正に事務処理されたい。

また、決議書の処理において、平成22年度に完納されているにも関わらず平成23年度末において滞納処分の停止継続の処理をしているもの、または平成23年度末で納付義務が消滅した旨記載し決裁を得ているにも関わらず、消滅後の日付の納付記録が記載されているなど、決議書の整理が著しく適正を欠いているので、適正に事務処理されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 過誤納金の還付及び充当の取扱いについては、市税条例施行規則第6条の2の規定によることとされており、納税者等に過誤納金還付（充当）通知書により通知の後、納税者等から過誤納金還付請求書の提出を受けて還付する（50万円以下の場合は、還付命令票による）こととなっているが、規則どおり通知・請求により処理している形跡がなく、規則どおりの処理をするか、若しくは実際の処理の方法に合わせて規則の改正をするかを含めて適正に事務処理されたい（以前にも指摘した事項）。

また、規則では過誤納金充当通知書に異議申立ての注記を記載することとなっているが注記のない様式を使用しているので、適正な様式により通知されたい。